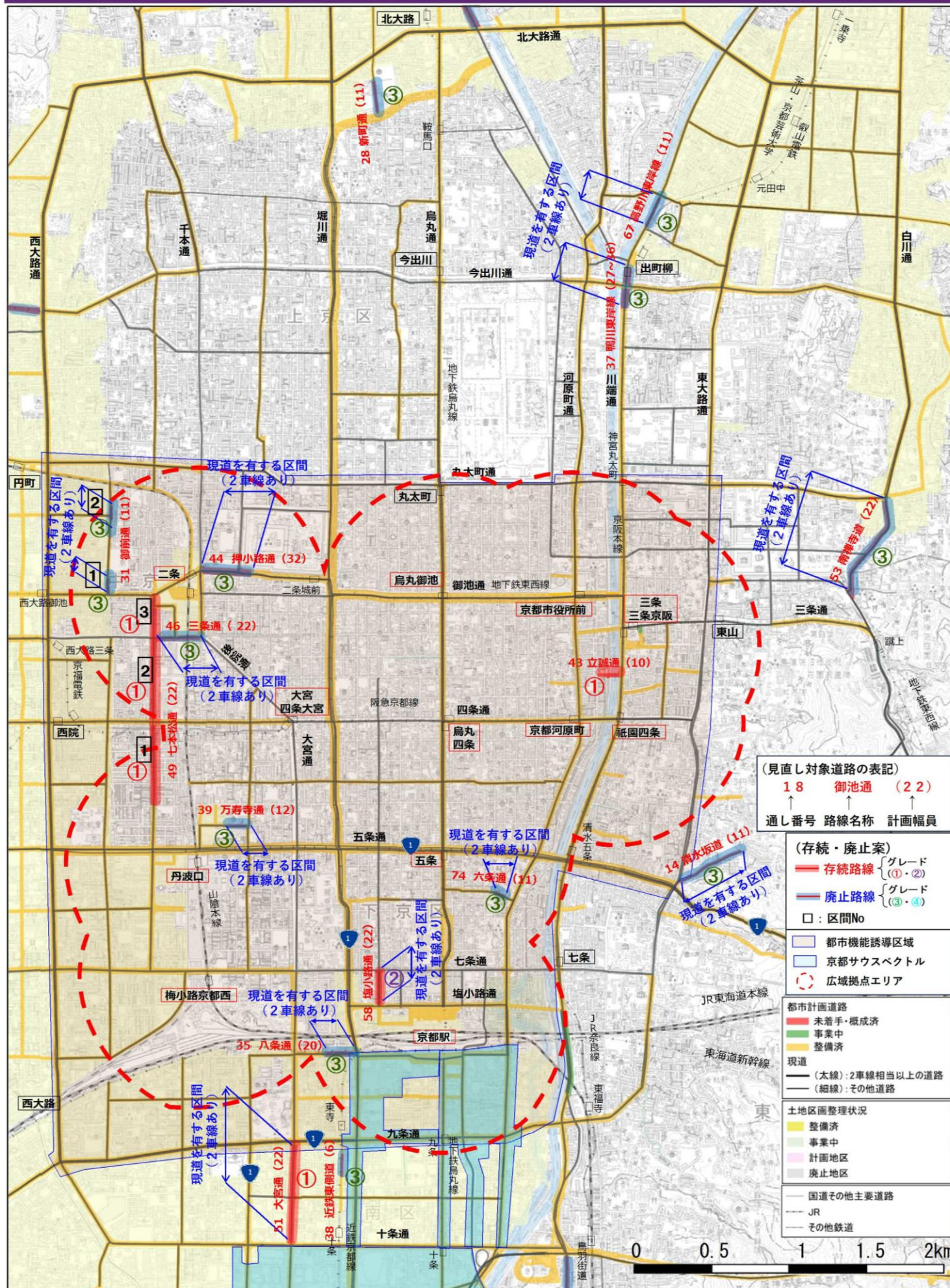


見直し素案【 5 中心部エリア 】



【 5 中心部エリア 】

1 エリア特性と課題

- ・土地区画整理事業や疎開跡地整備などにより、周辺部と比べて道路整備が進んでいる。
- ・立地適正化計画における都市機能誘導区域や都市活力を牽引する広域拠点エリアにおいて、道路が整備されていないことにより、土地利用の高度化が図られていない箇所がある。

（見直しにあたっての3つの視点）

- 視点1：都市計画道路の整備による土地利用の高度化への貢献
- 視点2：都市計画道路の整備による都市の骨格形成への貢献
- 視点3：都市計画道路の整備による都市構造上のボトルネック解消への貢献

2 主な対応方針

(1) グレード①・②（存続候補）

- ・49 七本松通 **全区間**、58 塩小路通、51 大宮通
広域拠点エリアや「京都サウスベクトル」内に位置する等、更なる土地利用の高度化を図るため存続【視点1・2】
- ・43 立誠通（鴨川歩道橋）
都心部におけるウォーカブルなまちづくりに貢献する路線であるため存続

(2) グレード③・④（廃止候補）

- ・14 清水坂道
混雑緩和に一定の効果が期待できるものの、沿道の門前町への影響が大きい等、整備実現には相当の困難があり、見直しに当たっての3つの視点への貢献度も鑑み、廃止
- ・53 南禅寺道
白川の暗渠化が必要となることや、道路を整備することに伴い更なる自動車交通を呼び込む懸念があることから廃止
- ・28 新町通、67 高野川東岸線、37 鴨川東岸線、31 御前通 **全区間**、35 八条通、44 押小路通、46 三条通、39 万寿寺通、74 六条通、38 近鉄東側道
既に2車線以上の現道を有している、又は、必要な幅員が確保できており、整備優先度が低い路線であることから廃止